

2013年12月19日

平成26（2014）年度

東京都予算編成に関する提案書

都議会生活者ネットワーク

はじめに

2013年12月19日
都議会生活者ネットワーク
幹事長 西崎光子

安定した政治と経済再生を期待する声に後押しされて、安倍政権と猪瀬新知事が誕生して1年が経ちました。この間、景気好転の影響は未だ働く人々の収入増につながったという実感には至っておりませんが、9月には、2020年東京オリンピック開催が決まり、明るいムードが醸し出されました。しかし知事の徳洲会からの借り入れ問題で都政のムードは一気に暗転し、2014年がどのような年になるのか不透明になってしまいました。

福島原発の汚染水問題や、台風による土砂災害など、安全を脅かす問題も次々に発生し、エネルギー消費都市・東京として、省エネと再生可能エネルギーの飛躍的発展や、防災対策の強化を促進する必要があります。

一方、オリンピック開催に向けて様々な施策が動き始めようとしていますが、まちづくりにおいては2020年はあくまで通過点です。長期的に見て、将来世代に過大な負担を押し付けることのないよう、考えていかななくてはなりません。

東京はそう遠くないうちに人口減少社会に転じ、高齢者が急速に増えることが確実です。満員電車で頑張るサラリーマン中心の東京ではなく、女性や高齢者が暮らしやすいバリアフリーのまちが求められています。労働力としても女性や高齢者への期待が高まる中、今までの働き方を見直し、ワークシェアリングの考え方を広めて、ワークライフバランスを推進し、誰もがゆとりある生活ができるよう、施策を展開すべきです。

2014年は、TPP交渉の行方や、4月からの消費増税によって、都民生活に大きな影響が出るのが想定されます。

都議会生活者ネットワークは、福祉や雇用など都民生活の安定に向けた事業のさらなる強化を求め、子ども・若者、高齢者、障がい者が安心して暮らせる生活都市東京の実現に向けた提案をまとめました。

予算編成に会派の提案を反映されるようここに要望いたします。

2014 年都議会生活者ネットワーク 予算要望

【重点項目】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【一般項目】

●子どもの命を守り、健やかな成長を支援する・・・・・・・・・・ 5

- ①周産期医療の充実 ②保育サービスの充実 ③虐待防止と社会的養護
- ④学童保育の充実 ⑤子どもの権利の視点を広げる

●すべての子どもの学びを保障する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- ①子どもの学ぶ権利を保障する ②教育の質の向上 ③教育施設・設備の充実
- ④都立高校の充実 ⑤特別支援教育の充実 ⑥私学振興について
- ⑦文化・スポーツ行政の推進

●自分らしく働き、暮らせる社会をつくる・・・・・・・・・・・・ 10

- ①雇用の確保 ②ワークライフバランスの実現 ③男女平等社会の実現
- ④働き方への新しい価値観を生み出す ⑤若い世代が希望を持てる施策展開

●誰もが安心して暮らせる地域をつくる・・・・・・・・・・・・ 11

- ①高齢者福祉の充実 ②低所得者への支援 ③ひとり親家庭への支援
- ④女性への暴力をなくす ⑤住まいの確保は生活の最低条件

●障がい者（児）福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- ①障害があっても地域で暮らし続けたい ②障がい者の就労支援
- ③精神障がい者の地域生活移行のために

●医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- ①地域医療の充実 ②難病対策の充実 ③生涯にわたる性と健康のために

●命を育む食を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- ①消費者の権利としての食品安全 ②すべての食品に対する放射能汚染対策の徹底
- ③消費者行政の推進

●持続可能な環境政策	19
①エネルギー対策 ②緑を守り、水循環を取り戻す ③河川の環境と水質の改善 ④水源開発の見直し ⑤有害化学物質対策 ⑥廃棄物対策	
●環境と共生する産業の振興	23
①都市農業を推進する ②林業振興を図る	
●災害に強いまちをつくる	24
①耐震化を推進する ②災害弱者対策を強化する ③安全なまちづくり ④広域災害への対応と被災地支援	
●人口減少社会に向けた都市づくり	26
①道路建設や都市公園整備にも市民意見の反映を ②都市計画は市民との協働で ③公共交通の充実と自転車安全利用の推進	
●市民の自立と参加	28
①自治・分権 ②行政改革を進める ③市民がつくる安全・平和 ④国際協力と多文化共生	

【重点項目】

●子どもの命を守り、すこやかな成長を支援する

- ・保育待機児を解消するため、待機児解消区市町村支援事業を継続するとともに、保育所設置を進めるため、学校の空き教室や都有地の活用などを速やかに認める。都の施策として始まった保育室制度、認証保育所制度、定期利用型保育事業等を「子ども・子育て新システム」の枠組の中に移行できるよう支援する。
- ・子育て家庭の孤立化・虐待の防止を目的とした訪問型の子育て支援を推進する。
- ・養育家庭や養護施設を退所した18歳以上の若者へのアフターケアを充実させる。

●すべての子どもの学びを保障する

- ・すべての学年において少人数学級が実現できるよう、教員定数増を国に求め、各種研修・研究授業など教員の資質向上に取り組む。
- ・専門性の高いスクールソーシャルワーカーを増やし、福祉との連携を強化する。
- ・特別支援学校の再編・整備、特に併置校においては、それぞれの障害の特性に応じて安全で快適な教育が受けられるよう、工夫するとともに、特別支援学級・学校の急激な大規模化、在籍児童・生徒の障がいの重度化・重複化に即した学校施設の整備を早急に行う。教員・医療関係者・介助者の増員を行い、教員の専門性の向上を図る。

●自分らしく働き、暮らし続けられる社会をつくる

- ・ワークライフバランスの実現
- ・中途退学や卒業しても就職できず、社会とつながりがいい子どもやひきこもり状態など困難を抱える若者への相談や就労支援などのフォロー体制を拡充する。
- ・障害がある人もない人も共に働く「社会的事業所制度」を創設する。

●誰もが安心して暮らせる地域をつくる

- ・地域医療をすすめるために、住まいを中心に医療・介護・生活支援の連携を行う地域包括ケアシステムを構築する。
- ・地域の実情に応じた小規模多機能の施設を増やすとともに、運営が成り立つよう制度の改善を国に求める。また地域の資源を活用した小規模な福祉施設を設ける際には、過大な設備を求める都の基準を、国基準並みに緩和する。
- ・都有地を活用して、多様なニーズに対応する小規模多機能施設や低所得高齢者向けのグループホームを地域に整備する。また空き家を活用して高齢者や障がい者のグループホームや、中高生の居場所・保育待機児の受け入れなどを行うNPOなどへの支援を区市町村と連携して進める。

- ・ひとり親家庭への支援は取り残されがちな父子家庭への支援を強化する。
- ・「障がい者優先調達推進法」の趣旨に基づき、都及び区市町村が率先して障がい者就労事業所からの物品等の調達及び作業の発注を推進する。

●安全で健康的な環境を守る

- ・太陽光発電施設設置の助成を復活する。
- ・高齢者施設や病院など大量の給湯が必要な施設で太陽熱利用を進めるため、助成する。
- ・節電は発電を上回るエネルギー対策であり、震災後の節電行動を一時的なものにせず、1年を通して継続するよう企業や市民に協力を求める。
- ・食の安全確保のため、監視の強化・検査の充実・事業者への指導の強化などを進める。
- ・豊かな漁場である東京湾の魚介類の検査対象を拡大し、流入河川における淡水魚各種の放射能モニタリング調査を行う。
- ・原料に含まれる遺伝子組み換え作物を表示し、消費者に分かりやすいトレーサビリティの表示を担保し、情報提供を進める。
- ・消費者教育推進計画とアクションプログラムを積極的に推進する。特に教育委員会に働きかけ、子どものころからの消費者教育に力を入れ、出前講座などができる人材育成を行い、学校などに派遣する。

●人口減少社会に向けた持続可能な都市づくり

- ・オリンピック開催に向けての施設整備は、過大な施設や設備とならないよう当初計画を改めて点検する。
- ・自転車レーンの設置や駐輪場・レンタサイクルなど各種施設を整備し、自転車道ネットワークをつくる。自転車シミュレータなどを活用して、利用者の交通ルール・マナー遵守を徹底する。
- ・東京都地域防災計画に掲げられた公共施設・病院・住宅などの耐震化を着実に進めるとともに、天井など建築物本体以外の耐震化を進める。
- ・首都直下型地震や南海トラフ大地震などを想定し、広域的な災害に対する都の支援体制を整備する。特に原発事故対策については万全の備えと情報公開のしくみを整える。
- ・巨大台風・竜巻・都市型洪水などいつ、どこで起きても不思議ではない新たな災害に対し、備えと対応策を平時から準備する。
- ・都バスの深夜営業は安易に拡大せず、周辺地域などでの影響調査を十分に行う。

【一般項目】

●子どもの命を守り、健やかな成長を支援する

少子化が社会問題になって20年近くが経過しました。次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することは共通認識になっていますが、子育てを取り巻く環境が改善されたという実感は持てません。特に東京ではまだまだ子どもの数が減少しているとは言いえず、保育待機児問題が大きな課題となっています。さらにいじめや虐待によって犠牲になる子どもたちの痛ましい事件も相次いでいますが、これはまさに大人社会の反映です。子どもの権利の視点を広げ、子育て・子育てを地域で支え合う仕組みをつくっていかなくてはなりません。

(1) 周産期医療の充実

- 1 ハイリスク出産や新生児医療に対応するため、NICU・GCUなどの整備に取り組む医療機関への支援をさらに充実し、NICUからの円滑な退院に向け、地域の医療ネットワークを構築する。
- 2 病院と診療所や助産所との連携体制を充実させて地域での出産を促進し、助産師を活用して母子の心身の健康・育児に係る相談体制を拡充する。

(2) 保育サービスの充実

- 1 保育待機児を早急に解消するため、待機児解消区市町村支援事業を継続する。特に、緊急に保育園の増設を進める場合、学校の空き教室や都有地の活用などを速やかに認める。
- 2 保育サービスについては、都として「子どもの最善の利益」の視点で評価・検証を行い、基礎自治体と連携して、保育の質と保育環境を低下させないよう、施設規準を堅持し、保育士の研修を強化する。
- 3 自治体が設置を推進してきた認証保育所は認可保育所と並んで地域の重要な保育施設となっている。費用負担の面で認可園に転園していく事例が多くあるが、どの施設を選択しても保育の質や費用負担の面で差が生じないように、認証保育所の運営補助を充実させる。また、認証保育所を利用している保護者へ所得に応じた補助を行い、認可保育所との保育料の差を少なくする。
- 4 認証保育所の運営基盤の安定のため、障がい児受け入れへの加算や家賃補助を都として位置付け、認可園への転園などにより空きが生じる場合の補助等を検討する。
- 5 保育士の経験を反映した賃金設定や、十分な保育環境を確保できる物件を賃貸できる運営補助を行うとともに、園児数をもとにした不安定な補助金のあり方ではなく、年間を通して園の運営を安定的に行うことができる補助のあり方とする。
- 6 地域の特性を活かした多様な保育事業の展開のため、良質なNPOや市民事業の参入を促す視点で要綱等の見直しを検討する。

- 7 中小企業などが共同で取り組む事業所内保育所や民間病院の院内保育所の設置を進める。
- 8 都の施策として始まった保育室制度、認証保育所制度、定期利用型保育事業等を「子ども・子育て新システム」の枠組みの中に移行できるよう支援する。

(3) 虐待防止と社会的養護

- 1 子どもに関係する保育園・学校・医師会等の連携で、虐待の早期発見に努める。
- 2 虐待通報は24時間・365日対応できるよう体制を強化するとともに、周知を徹底する。
- 3 児童相談所を増設し、児童福祉司・児童心理司の配置を増強するとともに、地域の子ども家庭支援センターや保健所・医療機関との連携を強化し、虐待を受けた子どものための専門の緊急一時保護施設を拡充する。
- 4 虐待を未然に防止するため、産前産後の支援が必要な母子に対する子育てスタート支援事業を拡充する。
- 5 子育て家庭の孤立化・虐待の予防を目的としたホームスタートなどの家庭訪問型の子育て支援を一層推進する。
- 6 養育家庭制度を拡充するため、養育手当の充実や養育家庭への研修・相談機能を強化し、連絡会などネットワーク機能を充実する。
- 7 養育家庭や養護施設を退所した18歳以上の若者へのアフターケアを充実させる。

(4) 学童保育の充実

- 1 学童保育の規模の適正化と待機児解消を進めるため、施設増設に対する補助を増やす。
- 2 東京都が進める「都型学童クラブ」の大規模化及び定員超過を改善するよう指導する。
- 3 特別支援学校・学級に通う子どもたちの放課後対策を進め、学童保育への通所を6年生まで延長し、学童保育までの移動を保障するサポート事業を支援する。
- 4 障がい児の放課後や長期休暇期間の日中活動を支える事業に法内で取り組んでいるNPOや市民活動団体への支援を拡充する。

(5) 子どもの権利の視点を広げる

- 1 「子どもの権利条約」にある子どもの意見表明権や社会参加の権利に則って子ども参加で「子どもの権利条例（仮称）」を制定し、「東京都子ども総合計画」を策定する。
- 2 子どもの権利擁護専門相談事業を強化するために、専門員を子どもの権利回復までを職務とする「第三者機関（オンブズパーソン）」と位置付ける。

●すべての子どもの学びを保障する

経済格差や障害の有無によって子どもたちが分断されないよう、すべての子ども

もたちの学ぶ権利を保障しなくてはなりません。貧困の連鎖を断ち切り、子どもが本来持っている力を発揮できるようにするためには、教育と福祉を連携させる仕組みづくりと人材育成にこそ十分な予算措置が必要です。教職員も含めた教育現場のいきいきとした活動が、子どもたちの創造性を養い、一人ひとりの個性の尊重につながります。閉塞感に陥っている教育現場をよみがえらせることを期待します。

(1) 子どもの学ぶ権利を保障する

- 1 いじめの未然防止と解決に向けて、子どもの権利を尊重した学校運営を行う。
- 2 スクールカウンセラーは、学校規模による配置人数や時間数を増やすとともに、補助金支給を年度当初から実施して安定的に活動できるようにする。
- 3 専門性の高いスクールソーシャルワーカーを増やし、福祉との連携を強化する。
- 4 フリースクール、ホームエデュケーションなどを学校教育と同価値とみなすガイドラインを作成し、多様な学びの場を保障し、公的支援をする。
- 5 要保護、準保護世帯以外でも困窮している世帯の生徒には所得に応じて教材費、制服、給食費、修学旅行費など学校教育に必要な費用を免除する。
- 6 年齢に応じたプログラムで、国際人権教育、メディア・リテラシー教育、職業教育を行う。
- 7 職業体験、職業教育を充実させるために幅広い職域の人材、事業所の協力を得られるよう区市町村を支援する。インターンシップについては全校実施を進め、全生徒が体験できるようにする。
- 8 夜間中学及び定時制・通信制高校の学習については個々の学びの進度に合わせた、きめ細かな支援を進め、全員が卒業できるようにする。
- 9 日本語を母国語としない子どもの教育政策をつくる専門部署を設置し、母国語教育や、日本語が十分でない児童・生徒への語学指導を充実するため、教員を加配する。
- 10 出前教育委員会など、都民との積極的な対話の機会をつくとともに、教育委員会への陳情・請願は、都民の権利として制度の周知をはかる。

(2) 教育の質の向上

- 1 すべての学年において少人数学級が実現できるよう、教員定数増を国に求め、各種研修・研究授業など教員の資質向上に取り組む。
- 2 複数担任制やTT、教員クラークなど、柔軟な職員配置を行い、学校内の事務作業をできる限り削減して、教員が子どもに関われる時間を増やす。
- 3 学校図書館に専任の司書を配置し、栄養士の全校配置と栄養教諭の増員を進める。
- 4 小学校での英語教育や理科教育に専門家の支援員を配置する。
- 5 中学校の武道の必修化においては、施設の整備と専門的外部人材の活用で安全を確保する。

- 6 部活の外部指導員が顧問として活動できるようにするとともに、自治体を支援する。
- 7 障害のある児童・生徒への支援を積極的に行うために、障がい者教員（盲・ろう）や介護要員の登用を増やす。
- 8 教員の新卒採用者に対して、正式採用前の研修を各学校で実施する。
- 9 教員のためのメンタル面でのサポートなどの相談体制を整備する。
- 10 学校給食では有機栽培や地場産の食材を積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は使わない。

（３）教育施設・設備の充実

- 1 公立小中学校の耐震化率 100%を早期に達成し、体育館等での非構造部材の耐震化を促進するよう支援する。
- 2 教育環境におけるユニバーサルデザイン化を促進し、地域に開かれた社会資源として、都立高校も含めた学校施設を開放する。
- 3 学校への太陽光エネルギーの導入を進めるとともに、校庭の芝生化や緑のカーテンづくりに際しては、維持補修への補助を継続する。
- 4 小中学校の直結給水を促進する。
- 5 学校のトイレの改善をはじめとした施設整備への助成を増やす。
- 6 統廃合で空いた学校の活用を進める。

（４）都立高校の充実

- 1 都立高校の定数を増やし、各学校の実情に合わせて、カウンセラー等の配置人数を増やす。
- 2 定時制高校に関しては、駅からのアクセスなどを考慮した設置で、希望する子どもが入りやすくするとともに、専用教室の確保に努め、生徒の自習や相談などに対応できるようにする。カウンセラー配置も授業終了時間までの勤務や相談日数の増加を検討する。
- 3 定時制高校の給食について、カリキュラムや登録、料金徴収方法などを見直し、希望者が全員利用できる仕組みに変える。
- 4 大規模な都立学校・中高一貫校の保健室施設・設備を充実し、養護教諭の複数配置を進める。
- 5 都立学校においてインターンシップ事業などを充実し、適正な仕事につきやすくするとともに、職場への定着を促進する。
- 6 都立高校における特別支援教育を進めるための人的、施設的な環境整備を図り、発達障がい生徒への教員加配など、発達障がい生徒の中学校卒業後の進路を保障する。
- 7 都立高校に外国人や帰国子女枠を増やし、受け入れ校の体制強化を図るとともに、入学試験においては特別の配慮を行う。

(5) 特別支援教育の充実

- 1 特別支援教育への理解や啓発をすすめ、副籍校での受け入れ態勢の整備を図るとともに、希望する児童・生徒が地域の普通級で学ぶことを保障するため、介助員の配置や施設整備など自治体への財政支援を行う。
- 2 特別支援学校の再編・整備、特に併置校においては、それぞれの障害の特性に応じて安全で快適な教育が受けられるよう、工夫するとともに、特別支援学級・学校の急激な大規模化を避け、在籍児童・生徒の障がいの重度化・重複化に即した学校施設の整備を早急に行うとともに、特別支援教育専門の教員や養護教員・医療関係者・介助者の増員を行い、教員の専門性の向上のための研修を充実する。
- 3 盲・ろう・知的など障害の違いに対応する教育を進めるため、個々の生徒の実態に合わせた柔軟なカリキュラムが組めるように見直す。
- 4 特別支援学校や通級学級に通う児童、生徒の通学負担を軽減するために、通学区域の調整、スクールバスの中・小型化、増車、運行コースの設定の工夫をすすめ、運行业者の選定にあたっては、入札価格だけでなく、児童・生徒への対応の実績や添乗員の研修なども考慮するとともに、民間移送サービス利用、タクシー通学などへの助成も検討する。
- 5 肢体不自由児特別支援学校においては、教員と学校介護職員の配置基準を見直し、教員数を確保する。また介護専門職員を導入する際には、学校が委託業者と直接協議できるシステムをつくる。
- 6 特別支援教育コーディネーターの担い手は兼職を避け、校内理解を深め、協力体制をつくり職務に専念できる環境整備を整える。
- 7 介護職員等によるたんの吸引等の制度を有効に活用するとともに、医療的ケアの必要な子どもの数に応じた常勤看護師を配置する。
- 8 医師や看護師などの医療従事者やサポートスタッフが常駐し、医療的ケアの必要な子どもでも利用できる宿泊施設や、下校後の預かりができる施設の増設を図る。
- 9 障がい児の放課後活動・余暇活動を支援するとともに、緊急一時保護・短期入所施設を拡充する。
- 10 同性介助にも配慮した教職員の採用・配置を進める。
- 11 安心して通学できるよう、学校周辺の通学路・歩道等の整備を行い、駅等の公共交通機関に障がいに関する情報提供と改善を働きかける。

(6) 私学振興について

- 1 幼稚園から高校・専修学校までの私学に対する経常費補助、授業料軽減補助等の助成を拡充する。
- 2 私立学校・幼稚園の老朽校舎や体育館の改修や、非構造部材を含む耐震化に対する補助を充実する。
- 3 子どものいじめなどに対応するため、私学に通う児童・生徒にも権利擁護専門相談事

業をPRするカードを配布する。

- 4 私学で学ぶ生徒の授業料に対しても高校までは無償化とすることを国に働きかけるとともに、朝鮮学校にも「私立外国人学校運営費補助金」を支給する。

(7) 文化・スポーツ行政の推進

- 1 都立文化施設の利用料・入場料を低廉にし、誰もが気軽に楽しめるようにする。
- 2 東京都交響楽団や文化団体への支援を減額しない。
- 3 小・中学生が本格的な音楽や演劇に触れる機会を増やすよう、芸術文化鑑賞教室等の事業を拡充する。
- 4 地域スポーツクラブの普及、促進をはかり、支援策を強化する。
- 5 障がい者が気軽にスポーツに参加できるよう専門家やサポート要員の配置を進め、地域の公共体育施設等、日常的な場の確保と設備の改善を進める。

●自分らしく働き、暮らせる社会をつくる

経済状況はやや明るさを取り戻し、企業は新規採用を再開し始めましたが、既卒者にとっては非正規労働から脱出するまでには至っていません。雇用の安定がない限り、将来を見ずえた生活設計など望むべくもありません。若者の働く意欲や能力を引き出す就業支援や、採用後の定着を支援するフォロー体制が重要であり、そのためにはNPOなどと連携してきめ細かく取り組むことが有効です。また仕事と生活のバランスを図るために、ワークシェアリングの考え方を浸透することが必要です。

(1) 雇用の確保

- 1 若者が正規の仕事につけるだけのスキルを身につけられるよう、付加価値の高い職能訓練メニューは定員や回数を増やすとともに、学習意欲を継続するための支援を行って定着に向けた相談事業を充実する。
- 2 一般就労に就くことが困難な若者に対して、支援付きの就労である「中間的就労」の場を育成して支援付き就労を推進する。
- 3 女性の再就職を支援するとともに、シングルマザー、DV被害者、障がい者など、就労困難な人へのきめ細かな就労支援を行う。
- 4 低利の融資制度や相談など、女性や若者が起業しやすい環境作りをすすめる。
- 5 パワーハラスメント防止のため、事業者への普及啓発を進める。
- 6 過労死や働きすぎによる「うつ」などを未然に防止し、ブラック企業など、問題のある事業者への指導監視を強める。
- 7 ハローワークの機能の拡充やNPOとの連携で、相談・問題解決が図れる苦情処理機関

をつくり、突然の解雇や内定取り消しに対する相談体制を整備する。

(2) ワークライフバランスの実現

- 1 育児休業給付が増額されるが、育児・介護休業を男性も取得しやすくなるよう職場の意識改革を推進するとともに、父親の育児休業取得を義務づける「パパクォータ制度」を進める。
- 2 ワークライフバランスについての普及啓発を行い、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境を整備するために、中小企業を支援する。
- 3 育児休業明けの働き方として「育児短時間勤務制度」の周知を図り、職場復帰を支援する。
- 4 多様な働き方に対応できる子育て支援策を充実する。
- 5 フルタイム労働（正規雇用）とパートタイム労働（有期雇用の短時間労働など）との間接差別を禁止し、同一価値労働同一賃金、均等待遇の実現をすすめる。

(3) 男女平等社会の実現

- 1 都のすべての審議会・協議会の女性委員の割合を早急に 50%にするよう、積極的差別是正政策（ポジティブ・アクション）をすすめる。特に東京都防災会議には複数の女性委員の登用を図る。積極的な差別是正のために、具体的なプログラム（人材育成・年次目標の設定）を策定するとともに、年度ごとに成果を公表し、達成できない理由を明確にする。
- 2 管理職への女性の登用を促進する。
- 3 性別役割分業意識を解消するため、人権教育を基礎とする男女平等教育を、教職員の研修をはじめ、あらゆる機会・教育場面を通じて行う。

(4) 働き方への新しい価値観を生み出す

- 1 障害がある人もない人も共に働く「社会的事業所制度」を推進する。
- 2 NPO やソーシャルビジネスを展開する団体に対し、活動拠点の確保や事業運営に必要なスキルを磨くための支援を行う。
- 3 「協同労働の協同組合法」の制定を国に働きかけるとともに、市民自らが出資し、働く場を作り、地域で必要とされる事業をつくり出すワーカーズ・コレクティブに関する活動紹介、周知活動に取り組み、生活価値重視型事業（ワーカーズ・コレクティブなど）・非営利事業の起業に必要な資金の助成制度を検討する。

(5) 若い世代が希望を持てる施策展開

- 1 給付型の奨学金制度を充実させる。
- 2 若年層に対する金銭教育や多重債務に関する教育を推進し、実社会に出る前の高校

- 生・大学生等の若者を対象に労働法などの基本的な知識を教える機会をつくる。
- 3 中途退学や卒業しても就職できず、社会とつながりが無い子どもやひきこもり状態など困難を抱える若者への相談や就労支援などのフォロー体制を拡充する。
 - 4 「若者サポートステーション」が持続可能な事業となるよう自治体と連携して国に働きかける。
 - 5 フリースクール・コミュニティスクールなど多様な教育の機会を創出するNPOの活動を支援する。
 - 6 若者の自立を応援するため、住宅支援に若者枠を設ける。
 - 7 国際的な視野をもつ若い世代を育てるために、留学だけでなく国内における国際交流事業を支援する。

●誰もが安心して暮らせる地域をつくる

4人に一人が高齢者となる超高齢社会を目前にし、高齢者の独り暮らしや夫婦のみの世帯が増加しています。しかしここにきて消費税の改定、介護保険制度から要支援者を対象外とすること、医療における高齢者の自己負担増など、年金生活者にとっては厳しい制度改正が目白押しで、様々な影響が出るのが懸念されています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・住まい・生活支援などのサービスが、必要なときに必要なだけ提供されるよう、きめ細かいシステムの構築と制度の継続性が求められます。

(1) 高齢者福祉の充実

- 1 特別養護老人ホーム等の介護基盤整備を促進するため、未利用都有地について十分な情報提供を行うとともに、都営団地の建て替え時などに、期限付きで無償貸与するなど優先的な施策を推進する。
- 2 小規模多機能の施設を増やすとともに、運営が成り立つよう制度の改善を国に求める。また地域の資源を活用した小規模な福祉施設を設ける際には、過大な設備を求める都の基準を、国基準並みに緩和する。
- 3 空き店舗・空き家などを活用した居場所づくりに対し、耐震補強や家賃などを助成する。
- 4 介護保険から要支援が外されても、必要なサービスが受けられるようにするとともに、介護予防のための事業が多彩に行われるよう区市町村への支援を行う。
- 5 介護に携わる人材の専門性を高めるための研修を充実するとともに、誇りを持って働くことを保障する報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図る。
- 6 認知症高齢者のグループホームを整備し、見守りネットワークを構築するとともに、若年性認知症などの相談・支援体制の整備を図る。
- 7 家族を介護する介護者同士の交流や息抜きの場づくりに取り組む NPO や市民団体を支

援する。

- 8 高齢者等の在宅生活を支援する『食事サービス』（配食・会食・ミニデイ・男性料理教室等）について、すべての区市町村で確実に実施されるよう、都は財源を保障するとともに、各区市町村に対してイニシアティブを発揮する。
- 9 要介護高齢者の摂食・嚥下障害に対する的確な指導を行える人材育成を進める。痰の吸引等を行う介護者への研修については、訪問介護事業所などへ十分な説明と働きかけを行い、参加者を増やすとともに、事業所の実態を把握する。
- 10 地域包括支援センターの機能を強化し、24 時間・365 日体制を構築するための支援を行う。
- 11 成年後見制度の周知とともに、市民後見の養成と普及を進める。
- 12 「地域福祉権利擁護制度」の周知を図り、事業の中核を担う社会福祉協議会、専門員、生活支援員の質の向上と人材育成・研修をすすめる。
- 13 多摩都市モノレールへのシルバーパスの利用拡大を行なう。
- 14 急激な保険料の高騰を防ぐため、介護保険財政安定化基金の活用を図る。
- 15 移動が困難な人の通院や日常の買い物、趣味のための外出などをサポートする機能をつくる。障がい者、高齢者に限らず、子育て中の家庭なども対象に含めた移動困難者をサポートできるよう制度を見直し、拡充する。

（２）低所得者への支援

- 1 多重債務者の生活再生事業の使い勝手を改善する。
- 2 ホームレスの安定した住居の確保や雇用の機会を創出するとともに、NPO等を中心に地域生活をサポートする体制をつくる。
- 3 住居のない生活困窮者の受け皿として、生活総合相談や就労支援、低所得者向けの住宅政策、シェルターの設置などを進める。
- 4 新たな生活困窮者を生み出さないために、若年層に対する金銭教育や多重債務回避のための教育の推進に取り組むとともに、このような活動に取り組むNPO等の団体に対する支援をすすめる。

（３）ひとり親家庭への支援

- 1 高等技能訓練促進費事業の継続を国に求めるとともに、安定した就労確保のための支援策を総合的に展開する。
- 2 職住近接をはかる視点で、子どもの年齢や収入に応じた公営住宅入居の促進、または民間住宅入居への家賃補助制度をつくる。
- 3 障がい児がいる等、ひとり親家庭の状況に配慮し、ホームヘルプ事業など実態に即した総合的な支援を拡充させる。
- 4 取り残されがちな父子家庭への支援を強化する。

(4) 女性への暴力をなくす

- 1 性犯罪被害者等に対する相談窓口は、民間病院とも連携してワンストップの体制をつくる。DV・性犯罪・ストーカーなどの被害者が2次被害を受けることのないよう警察や医療関係者は十分な配慮を行う。関係するすべての部署において、個人情報保護を徹底する。
- 2 女性への暴力や性的虐待への対策、被害者のためのシェルター運営などに取り組む民間団体への補助を都として継続して行う。
- 3 母子生活支援施設の充実と緊急一時避難場所の増設をすすめる。
- 4 DVの未然防止として、学校教育の中で「デートDVを防ぐ取組」をすすめる。
- 5 配偶者暴力のある家庭の子どもに対して、精神的なケアを図る。
- 6 配偶者暴力相談支援センターを各区市町村に設置し、機能を強化するための支援を行うとともに、ウイメンズプラザの講座や施設職員の研修などを充実させる。

(5) 住まいの確保は生活の最低条件

- 1 公営住宅の増設、設備改修、空き室の早期解消などで住宅確保の施策を推進する。
- 2 都営住宅等に住む支援の必要な人々に対して、きめ細かな生活支援を行う団体に、都営住宅の空き室などの活用を進める。
- 3 若者の一人暮らしやルームシェアを可能にする公営住宅の入居のあり方を検討する。
- 4 都有地を活用して、多様なニーズに対応する小規模多機能施設や低所得高齢者向けのグループホームを地域に整備する。
- 5 民間賃貸住宅の一定設備の空き家を都が借り上げ、住宅困窮者等が低家賃で継続して入居できる借り上げ都営住宅にする。
- 6 都営住宅建て替えにあたっては、コミュニティ形成のため、多様な世帯が混在するソーシャルミックスを促進する。
- 7 都型ケアハウス等、低所得者向け住宅の最低居住水準についての検証を行うとともに、民間のサービス付き高齢者向け賃貸住宅や有料老人ホームなどで、入居者の生活や権利が守られ、適正に運営されているかの調査、定期的チェックを厳正に行う。
- 8 グループホームやミニデイサービス等においては、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設づくりを導入する。
- 9 空き家を活用して高齢者や障がい者のグループホームや、中高生の居場所・保育待機児の受け入れなどを行うNPOなどに対し、コーディネーターの人件費や家賃などへの補助や、自宅または事業所を提供する人への固定資産税の減免などを区市町村と連携して進める。
- 10 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるために、見守りや食事サービスが付いた、住まいのあり方としてグループホームや、サービス付き高齢者向け住宅など

への入居が選択できるよう、低所得者向けの家賃補助のしくみをつくる。

- 11 2階建て以下で小規模のシェアハウスやグループホームには、火災対策を確保すれば寮や寄宿舎として規制せず、住宅として位置付けるようにする。

●障がい者（児）福祉の充実

障害があっても地域で共に暮らしていける環境を整備することをめざして、当事者も行政も努力を積み重ね、障害の特性や、ライフステージに応じたきめ細かい支援体制が身近な地域で作られてきました。これからは特に、外出や移動の機会が制限されることなく社会参加できる環境を整え、生きがいを持って働くことができる職場環境や労働条件の整備、さらに主体的に働ける仕組みとして社会的事業所制度の導入など、障がい者の自立生活を支える施策を充実させることが重要です。

（１）障害があっても地域で暮らし続けたい

- 1 障がい者（児）へのあらゆる差別をなくし、人権を保障する差別禁止条例をつくる。
- 2 障がい者の自己選択・自己決定を保障するサービスを整備するとともに、生活の質の向上を図るため、地域生活支援を積極的に進める。
- 3 利用料負担は世帯単位から個人単位で組み立てなおし、応能負担とするよう国に求めていく。
- 4 現在障がい者が入れる都営住宅は単身者向けで狭く移動や長時間介護に対応できないため、単身の重度障がい者も世帯向け住宅に入居できるよう入居基準を拡大する。
- 5 全介助の重度心身障がい者が地域で生活し続けることができるケアホームをつくる。障がい者施設の整備にあたってグループホーム・ケアホームのハード面の基準に関しては、利用できる障害種や程度に応じた柔軟なものにする。
- 6 重度障がい者（児）のショートステイを身近な地域に作り、ベッド数を増やすなど、利用したいときに利用できるよう整備するとともに、施設入所から地域での自立生活への移行を促進させるため、長時間介助の人材確保を進める。
- 7 重度心身障がい者（児）が安心して安全・確実な療養を受けられるよう、療育にあたる医師、看護師の確保とともに、超重度心身障がい者（児）に対応する専門性向上のための養成研修を充実・推進する。
- 8 乳児を含めた重度障害の子どもをもつ家庭に対して、訪問看護やレスパイトなどケア体制を拡充する。
- 9 都の障がい者施策への、中途失聴や中途障がい者の参画を進める。
- 10 障害者手帳の有無に関わらず、意思疎通支援の地域格差をなくすため、広域的な手話通訳・要約筆記派遣事業を都として新たに実施する。
- 11 障がい者へのトータルな支援を図るために、介護保険のケアマネに当たる専門的コーデ

ィネットができる人材を養成する。

- 12 発達障害のある子どもについては、就学前から就学後までの切れ目のない支援体制を福祉・教育の連携で整える。卒業後のジョブサポート体制を地域でつくる。
- 13 発達障害への理解を深めるよう働きかけるとともに、施策検討の場に発達障害関係の代表を参加させ、当事者の意見を反映させる。発達障がい者支援センターを拡充するとともに、相談担当者の資質向上を支援する。
- 14 交通事故やスポーツ事故などで高次脳機能障害となった児童・生徒の実態を調査・把握し、相談等の支援を行う。
- 15 すべての施設や学校で同性介護・介助が可能になるよう人員配置を行う。
- 16 公共交通機関や公共施設などに、成人も利用できるおむつ交換台を設置する。

(2) 障がいの者の就労支援

- 1 今後特別支援学校を卒業する重度心身障がい児・者の数に見合った通所先をつくとともに、施設の医師・看護師等の確保及び送迎バスの増車を図る。
- 2 重度心身障がい者など障害によっては突然の欠席が多い場合もあるので、通所事業が円滑に実施できるよう補助制度を見直す。
- 3 高次脳機能障害への理解を進め、より多くの区市町村が相談体制を整備するよう積極的に支援する。障がい者施策と介護保険制度など制度間の整合性を図り、高次脳機能障害の人も、切れ目のない支援が受けられるようにする。
- 4 障害者手帳の有無にかかわらず、高次脳機能障害者が社会参加するための、長期的継続的なりハビリを充実させる。
- 5 医療から福祉、地域、住宅、就労への連携した支援を展開する拠点として、区市町村支援促進事業を活用して「高次脳機能障がい者支援センター」を設立する。
- 6 障がい者が生きがいを持って働くことができる職場環境や労働条件を整備し、企業に対しては積極的にインターンシップやトライアル雇用、ジョブコーチ制度を取り入れるよう働きかけるとともに、都としてジョブコーチやジョブパートナーなどの人材を育成する。
- 7 都庁内の障がい者雇用はすべての障害を対象とし、都庁内の職場での体験学習の充実を図るとともに、継続的に雇用されるようにする。
- 8 「障がい者優先調達推進法」の趣旨に基づき、都及び区市町村が率先して障がい者就労事業所からの物品等の調達及び作業の発注を推進する。

(3) 精神障がい者の地域生活移行のために

- 1 精神障がい者の地域移行を促進するため、公営住宅への優先入居を進めるとともに、賃貸住宅入居時に、都や自治体が公的保証人となって、住宅を確保する。
- 2 障がい者福祉手当、医療費助成などを精神障がい者にも拡大するなど、障害間格差の

是正を進めるとともに、精神障害のために提出が必要となる医師の診断書の料金を都が助成する。

- 3 精神障がい者の相互支援活動（ピアサポート、ピアアドボカシー、ピアカウンセリングなど）の施策を制度化する。
- 4 精神障がい者の在宅生活を支えるため、多職種チームによる 24 時間 365 日体制でアウトリーチによる包括的な生活支援を行う事業を支援する。
- 5 社会復帰のための訓練及び生活訓練施設やグループホーム等、社会復帰対策を充実し、「地域自立生活センター」「共同作業所」などへの運営費助成を拡充する。
- 6 障がい者日中活動系サービス推進事業の努力実績加算を、精神分野についても努力と実績に応じた加算を受けることができるようにする。
- 7 統合失調症など思春期に発症しやすい精神疾患に対する理解を深めるため、中学校・高校での精神保健に関する授業を行う。
- 8 増加する精神障がい者の就労支援策の充実を図るため、制度の活用状況や就職状況などを検証する。

●医療の充実

生涯にわたる健康な暮らしと、いざという時の質の高い医療は、都政が担うべき大きな課題です。都立病院それぞれの役割を明確にしたことで、周産期医療システムや救急搬送体制は強化されてきましたが、大災害や新たな感染症についても速やかに対応できるよう、都立病院の役割は非常に重要です。また長引く入院生活よりも在宅医療を充実し、スムーズに地域に戻ることができるよう体制整備を求めます。

（１）在宅医療を進めるために

- 1 地域医療をすすめるために、住まいを中心に医療・介護・生活支援の連携を行い、地域包括ケアシステムを構築する。
- 2 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの増設で、在宅医療サービスの提供体制を整備し、退院促進に対応する。
- 3 地域の 2 次医療を担ってきた公的中核病院については、運営費への補助や病床数に応じた加算制度、医師の確保など、都としての支援策をより一層進める。
- 4 かかりつけ医を基本に救急医療のネットワーク化を進める。
- 5 認知症高齢者や末期がん患者を在宅で看取ることができるよう、医療・保険・介護をコーディネートする相談窓口を増やす。
- 6 医師・看護師の養成・確保・定着を図り、看護師・助産師等の医療従事者の地位向上と、勤務環境の改善を図って再就業を進める。
- 7 新たな国民病とも言える慢性腎臓病については、生活習慣病の予防・早期発見のため、

健康診断のない企業や自営業者とその家族の健診率を高める対策を行う。

- 8 アルコール依存症や精神科疾患の急患等に対処できる病院を増やし、医療ソーシャルワーカーを配置する。
- 9 健康保険組合に対する都の補助金は、現行水準を確保する。

(2) 難病対策の充実

- 1 難病医療費助成制度を存続し、対象疾病を拡大する。
- 2 難病の原因究明と治療研究を促進するとともに、早期発見・早期治療体制を確立する。
- 3 『難病患者等居宅生活支援事業』の周知徹底をはかるとともに、訪問リハビリを事業に入れるなど在宅支援事業の充実を図る。
- 4 難病・障がい者が利用できるように、公立病院等でのショートステイ病床を確保する。
- 5 難病や重度障害により、在宅で医療を伴うケアを必要とする人への支援体制を充実する。
- 6 透析医療の安全を確保するため、透析医療スタッフの充実と医療ミスや事故の防止と感染症対策の行政指導を強化する。
- 7 増加する要透析患者に対応するため、療養病床増床計画を推進する。
- 8 働く意欲のある難病患者の職業訓練や多様な勤務形態の確立、相談等、就労支援を充実するとともに、雇用面での偏見差別をなくすための啓発活動を強化する。

(3) 生涯にわたる性と健康の権利のために

(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

- 1 生涯にわたり自分自身の健康管理を行える年代別保健教育のプログラムを作成し、学校・社会教育で行なう。
- 2 小学校からの薬物・たばこなどに関するカリキュラムを積極的に取り入れる。
- 3 増加傾向にあるエイズ撲滅のため、検査の周知を図るとともに、結果を確実に通知できるようにする。
- 4 10代向けの、性・妊娠・出産や暴力など人権に関するユースクリニック（相談窓口）を、相談しやすい繁華街（原宿、渋谷、新宿など）に設置し、その後の医療を含めた継続的なケアのためのネットワークをつくる。
- 5 思春期や更年期などに発症するうつや自殺を予防するため、精神保健推進の体制を整える。
- 6 乳がん、子宮がんなど女性に多いがん対策に、NPOや市民団体と連携して普及啓発に取り組み、乳がん健診の受診率を上げる。
- 7 子宮頸がんワクチンについては、接種者全員の副反応被害実態調査を行い、被害生徒が教育と生活の場において、適切な支援を受けられる体制を整える。性教育の中でリスクも含め、公正で十分な情報提供を行い、接種を義務化させない。

●命を育む食を守る

食品表示法が制定され、消費者にとって食品がより選択しやすくなることが期待されましたが、秋以降、不適切な表示が相次いで明らかになり、食への信頼は大きく損なわれています。遺伝子組み換え食品やBSE、さらには輸入食品をめぐる食品偽装など食の安全を脅かす事件は後を絶たず、TPPに参加した場合、これまで以上に安全性評価の簡素化が進むことが懸念されます。今後、放射能汚染が長期間にわたる中で、「食」の問題にどう向き合っていくのか、日本の農業・漁業・畜産業にとって、大きな転換期となっています。

(1) 消費者の権利としての食品安全

- 1 「東京都食品安全条例」を活用し、食品の安全確保施策を積極的に進め、食に対するリスクコミュニケーションを充実する。
- 2 食品衛生自主管理認証制度を一層拡大し、食品による危害の発生の未然防止を図る。
- 3 食の安全確保のため、監視の強化・検査の充実、事業者への指導の強化などを進める。
- 4 食品表示法が制定されたが、包装材も含め、消費者にとって必要な情報を正確にわかりやすく伝える制度となるよう、加工食品の原料原産地表示、中食・外食の原料原産地表示、アレルギー表示、食品添加物表示、GM表示などの基準の見直しを加速させるよう国に働きかける。
- 5 トクホやいわゆる健康食品など、健康ブームに乗じた商品開発が過熱する中で、消費者の優良誤認を回避するためにも、それらの表示のあり方や広告の適正なあり方についても都としての施策を講じる。
- 6 食品添加物等は、子どもに合わせた安全基準をつくるよう国に働きかける。
- 7 国産のBSE全頭検査は、25年7月より全自治体が足並みをそろえて廃止となったが、輸入牛については、輸出国の報告による書類審査が中心で、必要に応じた検査を行うにとどまっている。輸入牛の中でBSE感染の肉が流通しないための具体的な対応策を国に対して求める。
- 8 原料に含まれる遺伝子組み換え作物を表示し、消費者に分かりやすいトレーサビリティの表示を担保し、情報提供を進める。
- 9 東京港において遺伝子組み換え作物・種子の抜き取りGMO検査を実施している東京検疫所と連携し、その輸入実態、流通量と経路の調査を都として実施する。
- 10 GMナタネ自生の報告件数は年々増加している。農林水産省における公的な調査とともに、市民団体が連携して行っている独自の調査活動への補助を行う。
- 11 東京都として、米・トウモロコシなどの安全性未審査の遺伝子組み換え体の検査、食品の表示検査を今後も継続すると共に、都民への広報の強化を図る。
- 12 遺伝子組み換えサケのアメリカでの食品としての認可問題など、遺伝子組み換え問題

は植物・農作物に限らず拡大される方向にある。さらに、遺伝子組み換えの痕跡を残さない技術の開発など問題が複雑になることが懸念される中、都としての独自の検証・検討のしくみを設けること。

- 13 県域を超える広域的な食品安全に関する課題、トレーサビリティなどについて、他の道府県との協力を推進するための協議や行政協定の締結などを推進する。
- 14 クローン由来家畜については、国が安全と評価する姿勢には疑問があり、その流通に対して非常に不安を感じる。東京における卵細胞クローンの流通実態を把握するために、バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドラインに沿った表示を義務化する。
- 15 シカやイノシシなど野生動物を食肉とする場合の都のガイドラインを策定するとともに、国に衛生管理基準の制定を求める。

(2) すべての食品に対する放射能汚染対策の徹底

- 1 「都民が日常的に摂取する食品や子どもが継続的に摂取する食品」を中心に、都は独自の放射能検査を実施し、ホームページで情報開示をしているが、今後も感受性の高い子どもへの配慮を優先し、放射能測定や数値の公表を的確に行う。
- 2 加工食品についての抜き打ち検査や、都内産農産物の放射能検査を継続し、必要に応じて土壌の検査を実施する。
- 3 江戸川でのうなぎから高濃度のセシウム検出がされた事例もあった。豊かな漁場である東京湾における魚介類の検査対象の拡大と、流入河川における淡水魚各種の放射能モニタリング調査を行う。
- 4 自治体や事業者が検査をする場合の支援について、都として国に要望するとともに、都独自の対応として、積極的かつ継続的に放射能の自主的検査を行う事業者・生産者に対する補助を実施する。

(3) 消費者行政の推進

- 1 消費者教育推進計画とアクションプログラムを積極的に推進する。特に教育委員会に働きかけ、子どもたちからの消費者教育に力を入れ、出前講座などができる人材育成を行い、学校などに派遣する。
- 2 消費者情報の発信力強化や消費者被害の相談機能の充実を図り、区市町村と連携して消費者行政を推進する。
- 3 東京都消費生活総合センターは、センターオブセンターとして区市町村の相談窓口への財政的支援を強化し、広域連携の検討等、東京都全体の相談機能の充実を図る。多摩消費生活センターの相談窓口の日曜日の開設や相談時間の延長などの充実を図る。
- 4 消費生活相談員の研修を充実し、雇用の安定・処遇の改善を図る。
- 5 高額商品売りつけや振り込め詐欺などに加え、押し買いなど新たな高齢者を狙った消

費者被害が出現しており、被害を未然に防止するため、高齢者を対象にした啓発活動を強化する。

- 6 子どもの事故を防止するために、消防、病院、警察との連携を強め、製品事故や安全性に関する情報を積極的に都民に公表する。
- 7 生活困窮者や多重債務者への支援施策を継続させるとともに、NPOや生協が行う相談活動などを支援する。
- 8 生活協同組合の社会的役割を評価し、包括的な協力関係を確立する。

●持続可能な環境政策

東日本大震災と福島第一原発事故は、発生して2年半を過ぎてもいまだ汚染水漏れなど環境に大きな脅威をもたらしています。原発安全神話が崩壊した今こそ、脱原発依存にはっきりと舵を切り、エネルギーの大量消費都市東京から新たなエネルギー政策を策定する必要があります。

さらにこの夏の記録的猛暑や相次ぐ台風到来・竜巻・土砂災害など、自然災害も私たちの生活環境に大きな影響を与えています。緑を育て、水循環を取り戻し、二酸化炭素などの温暖化物質や廃棄物の削減を進めるため、政策誘導型の税制を検討することも必要です。

環境と福祉を統合した政策の実現により、持続可能な地域づくりをすすめることは、次世代に対する私たちの責任です。

(1) エネルギー対策

- 1 東京の自然エネルギーのポテンシャル（潜在的な可能性）の調査を行い、都として、地域分散型エネルギーへの転換を積極的に進め、原子力発電に頼らない多様なエネルギー確保を進める。
- 2 都有施設の太陽光発電施設設置を担当局任せにせず、予算枠を別にして計画的に進める。
- 3 高齢者施設や病院など大量の給湯が必要な施設で太陽熱利用を進めるため、助成する。
- 4 太陽光発電施設設置の助成を復活する。
- 5 ライフスタイルの見直しを含めた都民参加の議論を進め、都として10年後を見据えて数値目標を明記したエネルギー長期計画を策定する。
- 6 節電は発電を上回るエネルギー対策であり、震災後の節電行動を一時的なものにせず、1年を通して継続するよう企業や市民に協力を求める。
- 7 「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」などの設備機器等への融資や補助制度、各種減免制度を拡充し、HEMS等の「見える化機器」の普及支援や、節電・省エネを推進する。
- 8 公共施設・学校・大規模施設等には太陽光発電や太陽熱利用を促進するとともに、東京として、バイオマスやメタンガス、小水力・下水熱・地中熱などの未利用エネルギー

一活用のモデル事業を推進する。特に地中熱ヒートポンプなど自然界にある熱を有効活用できるシステムの研究開発への支援や情報発信を行うとともに、補助制度を創設する。

- 9 太陽光発電を推進するため、屋根貸しマッチング事業では、公共施設の屋根貸しを導入する。その際、市民事業としての展開への誘導策を検討する。
- 10 エネルギーを消費するだけの存在から地域で積極的につくり出す主体としての市民の取組みを応援するため、電力利用者である市民が自ら PPS をつくる際の支援を行う。
- 11 学校における空調機設置は、温度管理を徹底して節電に努め、緑のカーテンや風の道確保などで、猛暑対策を工夫する。
- 12 地域や学校での環境教育を進めるとともに、環境教育に取り組む NPO や市民団体の活動を支援する。
- 13 庁舎内の省エネ点検を定期的に行い、自動販売機は全廃する。

(2) 緑を守り・水循環を取り戻す

- 1 既存緑地・樹林を保全するため、都の保全地域指定をはじめ、市民緑地制度や特別緑地保全地区制度などあらゆる制度の活用が進むよう、区市町村を支援する。
- 2 一定規模以上の屋外駐車場の緑化や浸透舗装を義務づけるとともに、屋上、壁面、街路などを緑の空間として活用するための誘導策を推進する。
- 3 国分寺崖線等の保全を広域連携で進めるとともに、地下水保全のために崖線地域では地下構造物の建設を制限、または禁止する。
- 4 雨水は貴重な資源であることから、雨水の地下浸透が可能な地域では、透水性・保水性舗装を普及させ、雨水浸透マスを設置を促進するとともに、補助対象地域を拡大する。地下浸透が困難な地域も含め、雨水貯留槽の設置助成制度は拡充し、雨水利用をすすめる。学校等、緊急避難場所として指定されている箇所に「雨水貯留槽」の設置をすすめる。
- 5 地下水・湧水の保全や復活に向けた市区町村の取組みを支援・連携し、総合的な水循環を回復するため、水循環の推進に関する条例を制定する。地盤沈下は沈静化していることから、計画揚水量を定めて、地下水の計画的な利用をはかる。
- 6 地質汚染（地層汚染・地下水汚染・地下空気汚染）の未然防止と浄化対策を強化する。
- 7 1,4-ジオキサンの検出で休止した水源井戸については、除去方法が確立するまで、地下水汚染の拡散を防ぐために継続的な汲み上げを検討する。

(3) 河川の環境と水質の改善

- 1 多摩川上流では過度な取水を抑制し、河川環境維持用水の放流を可能な限り拡大するとともに、中流域では水質・水量を確保し、玉川浄水場での取水再開をめざす。

- 2 合流式下水道のオーバーフロー対策をさらにすすめるとともに、雨水を河川に戻すよう
なしくみを検討する。水再生センターの放流水質改善をさらにすすめ、都内の河川の水
質浄化を促進する。
- 3 水道水の水質基準に留まらず、水質管理目標設定項目に陰イオン系・非イオン系界面活
性剤を追加し、人の健康の保護の観点から不使用を啓発する。
- 4 野川流域河川整備計画に基づき、野川上流部の整備を市民参加で進める。

(4) 水源開発の見直し

- 1 「水は限りある貴重な資源」との観点から、節水対策等や、雨水の利用を強化するとと
もに、都の独自の水源の回復と保全に努め、適正・有効に利用して、ダム開発に頼らな
い水道事業の構築をはかる。
- 2 ハツ場ダムの利水に頼らない水政策を策定するため、過大な水需要予測は実績と実態に
合わせて見直す。
- 3 認可水源となった多摩地域の地下水を、都の保有水源に組み入れる。

(5) 有害化学物質対策

- 1 化学物質子どもガイドラインの都民への周知に努めるとともに、条例化を検討する。
- 2 未然防止の原則で、有害化学物質による複合汚染のリスク評価を実施するとともに、
PRTR 法で第一種指定化学物質に指定されている物質の保管状況及び災害時のリスクへ
の対応策について調査し、安全を確保する。
- 3 シックハウス症候群の実態調査を行い、相談・治療・環境改善の迅速な連携体制を作る
とともに、シックハウス患者のための一時避難シェルター住宅を提供する。
- 4 化学物質と同様に電磁波についても過敏症があることを踏まえ、健康被害の状況を調
査する。特に携帯電話中継基地局の設置には、住民説明と情報公開を進めるとともに、
子どもや高齢者、病人などが日常的に過ごす施設の近くには設置させないルールを作
る。
- 5 アスベスト対策については、アスベストを使用している建物には表示を義務付け、解
体時には作業員だけでなく、周辺住民もアスベスト解体作業中であることを知りうる
ようにする。解体時の飛散防止を徹底するとともに、アスベスト廃棄物の適正処理・
処分を適正に行うよう指導を徹底する。土壌汚染対象物質にアスベストを加えるとと
もに、環境確保条例においても土壌に含まれるアスベスト処理について規制の対象と
する。適正な除去工事を進めるため、助成制度をつくる。
- 6 都内で使われている再生砕石のアスベスト混入調査を行い、再生砕石へのアスベスト
混入を防止するため、建設廃棄物の適正な分別解体が進むよう指導・対策を徹底する。
- 7 空調機や大型冷凍・冷蔵機器に冷媒として使用されている温室効果の高いフロン類に
ついて、廃棄における回収率の向上と使用時漏えい対策を講じるとともにノンフロン

化を推進する。都庁をはじめ、都有施設の空調機等からの漏洩実態を明らかにする。事業者との連携で、フロン使用機器の整備時の回収量や補充量の記録の仕組みを作り、フロン漏洩の「見える化」を図る。

- 8 温暖化対策計画書制度の届け出項目にフロンのストック管理に関する項目を加え、漏洩量削減の取組を評価し、キャップアンドトレードのしくみのなかに組み込む。事業者の設備技術の向上や、管理体制の強化など漏えいを防止する取組およびノンフロン化の技術開発等の取組を支援し、優良な施行技術、管理技術等の技能を認定する制度をつくる。
- 9 PM2.5に対する観測体制を整備し、速やかにわかりやすい情報提供を行う。

(6) 廃棄物対策

- 1 廃棄物対策は、再利用(リサイクル)よりも、まず発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を推進し、都民への広報活動と事業者の誘導を進めるとともに、都庁内でも率先してリユースを導入する。
- 2 容器包装プラスチックの資源化を促進するため、区市町村の容器包装プラスチック選別・梱包・保管の施設整備やその他の技術的、財政的支援を行う。
- 3 都独自のデポジット制度をつくり、使用済み製品が製造者に戻るシステムをつくる。
- 4 規格びん推奨制度を創設し、自主回収ルートを支援してリターナブルびんの利用を拡大する。
- 5 使用禁止となった放射性物質を含む薬品などの回収を徹底し、家庭や事業所などから排出される蛍光管、農薬・殺虫剤、塗料などの有害廃棄物の回収システムを事業者責任で整備する。
- 6 水銀規制のための「水俣条約」が採択されたが、水銀の使用削減と廃棄の際の分別を強化するよう、事業者を指導するとともに、焼却場等における観測体制を継続する。
- 7 回収された有害物質を含む廃棄物の処理を行う場所を都内につくる。
- 8 都庁内はもとより、都内事業所において、PCBの保管が適正に行われているかを点検するとともに、処理計画に基づいて、期間内の適正処理を促進する。
- 9 都庁内の会議におけるペットボトルの使用はやめ、リユースびんの飲料とする。
- 10 ペットの火葬場やペット霊園の設置について規制方針を明らかにする。

●環境と共生する産業の振興

(1) 都市農業を推進する

- 1 都市農業推進プランに基づき、東京の地域特性を生かして、安全でおいしい東京ブランドをつくり、都市農業を活性化する。有機農産物及び特別栽培農産物の栽培や、東京産の伝統種の栽培を奨励し、生産量の拡大と市場流通の拡大を図るとともに、有機農産物

及び特別栽培農産物などの栽培農家が行うGMOフリーゾーンなどの設置に向けた自主活動を支援する。

- 2 東京都地域特産品認証制度を広く都民にPRし、地場農産物の加工食品や東京の伝統技術で生産された地場産品の販売促進活動を支援する。
- 3 「農業・農地を活かしたまちづくり」を推進するとともに、農業の「6次産業化」をすすめ、女性の起業を支援する。
- 4 農地の宅地化をこれ以上進行させないためにも、農家の後継者の育成や、相続税の軽減などで、農業継続を支援する。
- 5 都民が農業体験する場として体験農園の拡大や、非農家出身者による就農促進のために、農業ボランティア・農業講座・クラインガルテンの設置などを増やし、多様な担い手を育成するとともに、農家と支援者のマッチングを図るコーディネーターを配置する。
- 6 農産物及び畜産物のトレーサビリティを確立するため、生産流通過程のIT化を進める。
- 7 ネオニコチノイド農薬など、生態系に大きな影響がある農薬の使用実態を調査し、使用を減らすための普及・啓発を行うとともに、代替農薬に向けての研究を行う。
- 8 田んぼの生き物調査を水田以外の農地にも拡大し、生態系維持の研究を進める。

(2) 林業振興を図る

- 1 多摩地域に数多く存在する、谷戸・湧水・雑木林等が一体となって多様な生物が生息できる貴重な自然環境を、里山保全の拠点として保護するため、早急に条例による指定を行う。
- 2 森林環境の保全を社会で支えるための新たな財源確保の方策として、森林環境税(仮称)を創設し、個人・法人都民税の均等割に一律上乗せ課税を実施する。
- 3 里山保全に取り組む市民活動を支援する仕組みを作る。
- 4 森林・林業従事者を育成し、安定して働けるよう各種社会保障制度加入を支援するとともに、林業家に関わる相続税を改善するよう引き続き国に働きかける。
- 5 多摩の森林整備は、針葉樹林から広葉樹林への転換の視点で進め、生産・流通・加工のシステム整備を促進する。
- 6 公共建築、特に学校や保育所などの建築に、多摩産材の優先利用を進め、多摩産材で家を建てる場合には 建築費の木材分の利子補給制度を周知し、手続きを簡素化して、多摩産材の利用促進を図る。
- 7 製材所から出る廃棄物を利用した固形燃料「東京ペレット」の普及を進める。

●災害に強いまちをつくる

都は東日本大震災の教訓や「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、策定した「東京都地域防災計画(2012年度修正)」は、「女性や災害時要援護者に配慮した避難所

運営」などが盛り込まれ、都としては帰宅困難者対策などの強化に努めています。「災害は必ずやってくる」という視点で、まず減災のまちづくりを進め、一人ひとりが冷静に対処できるよう情報提供や避難誘導のシステムを構築していくことが重要です。しかし災害は地震だけではなく、ゲリラ豪雨や竜巻、さらに伊豆大島を襲った巨大台風による土砂崩れなど、予期せぬ災害への備えを改めて検討していくことが求められます。

(1) 耐震化を推進する

- 1 東京都地域防災計画に掲げられた公共施設・病院・住宅などの耐震化を着実に進めるとともに、「減災のまちづくり」を積極的に推進する。
- 2 老朽化している上下水道、道路・橋梁・地下鉄などのインフラの総点検を行い、耐震化と併せて補強する。
- 3 避難所になる公共施設は、エレベーターや車いす用トイレの設置など、バリアフリー化をすすめるとともに、天井など建築物本体以外の耐震化を進める。
- 4 私立学校も含めた学校の耐震化を進め、避難場所として必要な防災機能の基準の作成、整備向上を促し、都としての新しいガイドラインの設定や財政を含めた支援をする。
- 5 簡易耐震補強工事や家具転倒防止金具取り付け助成制度を拡充し、積極的な活用を周知するとともに、災害危機意識の啓発を進める。

(2) 災害弱者対策を強化する

- 1 防災計画・復興計画を女性や子どもの視点で点検し、避難所での障がい者、高齢者、女性など弱者のプライバシーや安全を確保する。
- 2 障がい者・高齢者の安全を確保するため、福祉避難所の整備を進める。
- 3 難病、重度障がい者・要介護者等への災害時の対応について調査・検証を行い、当事者・家族会などと連携し、セーフティネットを構築する。防災計画の中に医療的支援を盛りこみ、難病患者支援マニュアルを作成する。
- 4 災害時の透析患者への支援体制を構築し、近隣自治体との広域連携を進める。
- 5 人工呼吸器等、生命維持に不可欠な医療を受けている人に対して、一人ひとりの状態に合わせた個別支援計画を策定するよう自治体を支援する。
- 6 災害時に情報弱者になりがちな視覚障がい者や聴覚障がい者のために、情報伝達のための機材（聴覚障がい者避難所用キット等）を配置し、災害時における情報発信の具体的方法を確定する。
- 7 災害時に住民が担う在宅支援活動（介護保険外で地域ケアを担う移動サービス、家事援助、食事サービス等の住民参加型在宅福祉サービス）に対する緊急車両としての指定や、ガソリンの優先給油ができるように公的に位置づける。
- 8 災害時の帰宅困難者対策として事業所の備蓄物資協力を促進させるとともに、障がい者や高齢者などの外出者への対応を整備する。

9 都立病院や都営交通機関などでは、患者や利用者も含めた実践的な防災訓練を行う。

(3) 安全なまちづくり

- 1 放射能測定や対策については、モニタリングポストを適切に配置するとともに、関係所管が連携を深め、長期にわたって取り組みが継続できる体制を整備する。放射能汚染や原子力発電についての学習機会を増やし、個人が的確に判断できるようにしていく。
- 2 防災公園の整備にあたっては、地元の声を聞き、現在ある樹木や水辺を活かして進める。また災害時、都立公園を有効に使用するため、地元自治体および近隣自治体との連携（連絡会、シュミレーション、合同訓練など）を密にし、発災時の季節、曜日、時間帯による対応も考慮し、都と自治体の役割について協議する。
- 3 都立公園へのマンホールトイレの設置にあたっては、洋式トイレを基本として都が準備するとともに、バイオトイレの設置を検討する。
- 4 非常時に速やかに避難行動をとるために、日常的に「非常時の行動指針」を地域住民に周知し、様々な場面を想定した防災訓練を実施する。
- 5 農地を保全し、災害時の避難所または農産物供給地として自治体との協定を拡大するとともに、都としてまとまった土地を計画的に取得し、未利用の所有地を災害用として確保する。
- 6 斜面地や浸水地域の宅地開発を規制し、造成地の土砂災害を未然防止する。
- 7 燃料や毒物・劇物の貯蔵施設、および学校等における保管状況等の点検を密に行い、安全性確保のための対策をとるよう指導する。
- 8 災害ボランティア・コーディネーターの組織的な養成を促進し、危険地域のボランティア活動に給付される保険に一定の補助を行うとともに、アスベスト対策等の安全対策を徹底する。

(4) 広域的災害への対応と被災地支援

- 1 首都直下型地震や南海トラフ大地震などを想定し、広域的な災害に対する都の支援体制を整備する。特に原発事故対策については万全の備えと情報公開のしくみを整える。
- 2 巨大台風・竜巻・都市型洪水などいつ、どこで起きても不思議ではない新たな災害に対し、備えと対応策を平時から準備する。
- 3 被災地からの避難者の自立支援と、社協や市民団体と連携した孤立防止を支援する。
- 4 都内に受け入れた避難者を支援する団体への助成を増やすとともに、助成要件を緩和する。
- 5 福島の子どもたちを夏休み等に都内施設や都外の関係施設で受け入れる。

●人口減少社会に向けた持続可能な都市づくり

オリンピック・パラリンピックの東京開催が決まり、様々な施設整備が始まろうとしています。東京の人口は2010年国勢調査によると1,316万人で、5年前に比べると約58万人増加し、初めて1,300万人を超えました。今後も当分の間は増加が続くとみられていますが、増加幅は徐々に狭まり、2020年ごろをピークに、東京も人口減少社会に突入します。これまで人口も経済も右肩上がりを中心に様々な計画がされてきましたが、それをそのまま継続することには無理があります。過大な施設投資や被災地復興の妨げとなることは避けなくてはなりません。人口減少と少子高齢社会を乗り切るために、すべての事業を見直していくことが求められています。

(1) 道路建設や都市公園整備にも市民意見の反映を

- 1 オリンピック開催に向けて施設整備が始まるが、過大な施設や設備とならないよう当初計画を改めて点検する。
- 2 10年以上事業認可されない都市計画道路は、市民参加で必要性和環境影響の両面から再考し、廃止・変更も含め見直す。例：「外環の2」、3・4・9道路（東大農場）
- 3 都道の建設に当たっては、大気汚染や騒音の監視装置を設置し、開通前・開通後の測定を行う。街路樹選定についても地元自治体と協議の上、その地域の植生にあった木を植える。
- 4 尾根幹線道路は貴重な自然と湧水を守るため、計画を変更し、事業を進めるにあたっては周辺住民の合意を取り付ける。
- 5 歩道の整備や無電柱化を推進し、交差点などの歩道と車道の段差解消は、車いすや乳母車などに十分配慮したものとする。
- 6 歩道橋の現況調査を行い、耐震性に問題のあるものや利用されていないものは撤去する。
- 7 鉄道などとの立体交差による地下道設置では、明るさや解放性に配慮して、防犯性や利便性を高める。
- 8 障がい者が利用する大規模施設の最寄駅にはストレッチャーが入る大型のエレベーターを設置できるよう財源措置を行う。
- 9 公園整備に当たっては、地元自治体や市民意見を十分聞き、運営についても市民との協働をめざす。その一つとして都立公園でのプレーパークを更に推進する。
- 10 海の森へのアクセスルートを整備し、市民参加を進める。
- 11 合葬式墓地や樹林墓地・樹木葬などをさらに拡充する。
- 12 ユニバーサルデザインの趣旨を生かした公共施設や私設建築物、道路、駅舎などの改善を進め、面的な整備をはかる。特に公共トイレについては使い勝手を考慮した表示などを徹底させる。

(2) 都市計画は市民との協働で

- 1 風致地区制度の趣旨を活かしたまちづくりを行うために、そこにかけられている様々な規制を安易に緩和しない。
- 2 増加する建築紛争を未然に防ぐため、「容積率制限を迅速に緩和する制度」を都全域で適用除外とし、併せて、基礎自治体の「地区計画」策定の取り組みを支援する。
- 3 所有地は安易に売却せず、まちづくりの観点から、当該自治体、近隣自治体との対等な協議を行って有効活用する。また売却するときは、それに先だって周辺のまちづくり方針にあわせ、慎重に用途地域の見直しを行う。
- 4 大学・高校などの統廃合跡地や未利用の大規模所有地は、原則として緑地や公園・子どもの遊び場、災害時の避難場所として市民に開放する。
- 5 東京都環境影響評価制度は、単体だけではなく適用対象を拡大し、都市気象や景観等も勘案して総合的な評価として確立する。
- 6 計画アセスの対象を広げ、「事業しない」選択肢を入れた複数案提示を義務付ける。

(3) 公共交通の充実と自転車安全利用の推進

- 1 路面電車・LRT・コミュニティバスなどの公共交通を生かしたまちづくりをすすめる。
- 2 公共交通に関するサインは観光客や外国人にもわかりやすいものを適切に配置する。
- 3 都バスのバス停を屋根付きにし、植栽で緑陰を作るなどの整備を進める。
- 4 都バスの深夜営業は安易に拡大せず、周辺地域などでの影響調査を十分に行う。
- 5 大震災以降、自転車通勤が増えているが、自転車を都市交通のひとつと位置づけ、自転車レーンの設置や駐輪場・レンタサイクルなど各種施設を整備し、自転車道ネットワークをつくるとともに、長期的な自転車道路整備計画を策定する。特に駅周辺の自転車・原付自転車・自動二輪車の駐車に対応するため、所有地の提供などを一層拡充する。
- 6 オリンピック開催までに、都心部や臨海部での自転車通行の安全が確保されるよう、自転車走行空間を整備する。
- 7 自転車シミュレータなどを活用して、自転車利用者が交通ルール・マナーをわかりやすく学べる機会を増やし、車道の左側通行などを徹底する。
- 8 スーパーなど大規模施設には駐輪場の附置義務があるが、個々では小規模商業施設でも、商店街として一定の集客力のあるところには駐輪場を設置するよう働きかける。
- 9 共同荷捌き場の整備、ロードプライシングの実施、車両ナンバー規制や、通勤時のマイカーの相乗りやカーシェアリングなどで、自動車の総量を削減する。

●市民の自立と参加

一人ひとりが真剣に政治に向き合い、考え、決定することは市民としての権利であり、責任でもあります。そのためには十分な情報と意見を出し合う時間と場所をつくることが肝心です。対案の提示や見直しなどができるしくみをつくり、政策決定の場への市民参画を保障するための施策をすすめます。

(1) 自治・分権

- 1 都から自治体への分権を進め、権限とともに適切かつ十分な税源移譲を進める。
- 2 都区制度改革を見直し、都区財政調整制度などの抜本的な改革をすすめる。
- 3 常設の住民投票条例を制定するとともに、直接請求などの手続きを簡素化し、市民が直接政治に参加するしくみを広げる。
- 4 行政の応答責任を義務付けた総合的なパブリックコメント（市民意見公募）条例をつくる。
- 5 情報公開を的確に進めるため、施行された公文書管理法の趣旨にのっとり、公文書が市民の共有財産であり、説明責任を全うするという理念を明確にした公文書管理条例を制定する。
- 6 施策の透明性・客観性を高めるために、事業計画・実施・事後評価を含む総合的な事業評価を市民参加で行う。そのために、資料の保存と情報公開を徹底する。

(2) 行政改革を進める

- 1 自治体の入札・契約制度には、入札参加条件に法令順守（コンプライアンス）を条件とする。特に、過去一年間において、労働基準法、男女雇用均等法、育児介護休業法、障害者雇用促進法などに違反があった企業は入札から排除する。都の入札参加事業者の格付けに当たっては、CO2削減努力や障がい者雇用率、男女平等推進状況などを考慮した「政策入札」を取り入れる。
- 2 適正な労働条件・品質確保・地元中小業者の活用など、働く人の立場に立った「公契約条例」を制定する。
- 3 福祉・医療・教育・税の徴収など直接都民と接する窓口の接遇研修を徹底し、都民サービスを向上させる。
- 4 団塊世代の大量退職に伴い、専門職や技術職の専門性が継承できるよう、計画的な人材育成を進める。
- 5 職員の短時間勤務制度を拡充するとともに、常勤職員以外の働き方を把握・整理する。
- 6 都の非正規職員の現状を把握し、給与や処遇の改善を図るとともに、専門的な非常勤職員の5年での雇止めを廃止する。
- 7 メモリーの持ち出し・紛失などによる流出がないよう、個人情報保護を徹底する。

(3) 市民がつくる安全・平和

- 1 東京都は非核三原則を守り、非核平和条例を制定する。
- 2 都市間交流やNGO・NPO支援による市民平和交流をすすめる。
- 3 東京にある基地の全面返還を求め、跡地利用は市民参加で決める。「多摩サービス補助施設」(多摩弾薬庫跡地)の早期返還を求め、返還されるまでの期間についても、全面公開とする。
- 4 基地周辺の各自治体の騒音測定箇所を増やすとともに、飛行制限時間の拡大と飛行回数削減を求める。
- 5 オスプレイ配備と訓練は沖縄だけでなく、横田基地においても実施しない。

(4) 国際協力と多文化共生

- 1 都が蓄積した環境・教育・福祉など専門的社会開発技術の人材を派遣し、アジア地域などへの人材育成、技術支援を推進する。
- 2 市民主体の国際協力や多様な民族や文化を認め合う東京をつくるために、NGOと連携・協力して、都の国際政策を横断的・効果的に推進する。
- 3 外国人の都政への参画をすすめるため、審議会・懇話会委員への外国人の登用を促進するとともに、「外国人都民会議」を再開し、提言を政策に生かす。
- 4 外国人の就労や滞在資格等から派生する人権問題を解決する権利擁護機構をつくる。
- 5 不法就労や無国籍の子どもたちが、教育・医療など日本の子どもたちと同様の権利・サービスが受けられるように支援する。
- 6 外国人の相談窓口の充実、居住支援、多言語による生活情報・防災情報等の生活支援を充実させる。
- 7 改正された入管法と住民基本台帳法が施行されたが、これによって外国人住民の地域生活の不利益を受けることがないように配慮する。
- 8 定住外国人に地方参政権取得の道を開くとともに、定住外国人の地方公務員への採用に際し、国籍条項を撤廃する。